

熊取町教育委員会会議録

令和 8 年 7 月 定例会

令和8年7月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第10号 令和9年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について
議案第11号 「熊取町町民総合体育大会」の名称変更について

【その他】

- 後援名義使用願の承認について【報告】3件
中央小学校校庭開放について

《7月分》

- 生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
小・中学校行事予定

《6月分》

- 図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

《5月分》

- 生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

日 時 令和8年7月10日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	一ノ瀬由美子
教育委員	向井 暢子
教育次長	松浪 敬一
学校教育課学校指導担当理事	河井 淳
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	桝屋 知佳
学校教育課学校指導参事	市野瀬智也
学校教育課学校指導参事	南 宗孝
学校教育課学校指導参事	梅影 直子

生涯学習推進課長	清原 洋人
生涯学習推進課文化振興参事	義本 翼
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐
書記	藤原 敬介

開会 午後 5 時 0 0 分

吉田教育長 それでは、ただいまから令和 8 年 7 月教育委員会定例会を開会いたします。

 本日、土屋委員が欠席、それから向井委員は遅れて見えます。

 現在 3 名ということで、会議が成立していることをお伝えさせていただきます。

 本日の署名委員には梶山委員を指名します。よろしくお願いします。

梶山職務代理 はい。

吉田教育長 それでは、議事に入ります。

 事前配付の議案書 1 ページ、議案第 10 号「令和 9 年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

 柗屋参事。

柗屋参事 それでは、議案第 10 号「令和 9 年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。

 本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 9 年度使用小・中学校教科用図書を令和 8 年度使用図書と同一にするものでございます。

 議案書の 4 ページをご覧ください。

 こちらは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を一部抜粋したものでございます。

 統一教科用図書を採択する期間としまして、第 14 条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

よって、毎年教育委員会で採択についてご審議いただいているところです。

また、政令で定める期間につきましては、次の 5 ページをご覧ください。

こちらは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令を一部抜粋したものでございます。

同一教科用図書を採択する期間が定められております。

第 1 項をご覧ください。

15 条に定められております。第 1 項をご覧ください。

法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とするとあります。

この学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書につきましては、主に特別支援学校、あるいは特別支援学級等において使用するものでございますので、この採択を除き、採択する期間は 4 年となっております。

前回の採択替えは、小学校は令和 5 年度、中学校は令和 9 年度に実施しております。

現在の教科書は、小学校で令和 6 年度より使用しており、来年度で 4 年目、中学校は令和 7 年度より使用しており、来年度で 3 年目であります。

また、第 2 項をご覧ください。

採択期間内において採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合、その他文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができるとあります。

この件に関する事項はございませんでした。

よって、小・中学校において、いずれも 4 年の期間内となっておりますので、令和 8 年度と同一の教科書を使用することとなります。

続きまして、6 ページをご覧ください。

こちらは、大阪府教育委員会教育長より通知のありました令和 9 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項を載せております。

(1) 番の市町村教育委員会における採択の基準についてをご覧ください。

(1) 番に、小・中学校及び義務教育諸学校の令和 9 年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度

使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

これらの点を踏まえまして、２ページには小学校の教科用図書、３ページには中学校の教科用図書を載せております。

説明は以上となります。

令和９年度使用教科用図書につきまして、令和８年度使用教科用図書と同一とすることについてご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、議案第１０号「令和９年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第１０号「令和９年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」承認とします。

続きまして、当日配付の議案書１３ページ、議案第１１号「「熊取町町民総合体育大会」の名称変更について」事務局から説明願います。
清原課長。

清原課長

それでは、議案第１１号「熊取町町民総合体育大会の名称変更について」ご説明させていただきます。

当日配付の議案書１３ページをお願いいたします。

現在の名称であります熊取町町民総合体育大会を、新しい名称として熊取町町民スポーツ大会に変更するものでございます。

変更理由といたしまして、体育という言葉は、当初、スポーツを含む広義の意味で広く捉えられておりましたが、昭和３９年の東京オリンピックを契機に、スポーツという言葉が社会に広く浸透し、現在ではスポーツが体育や身体活動の概念を包摂するものと認識されております。

また、平成２３年にはスポーツ基本法が施行され、本町においても、体育指導員や体育協会の名称を、それぞれスポーツ推進委員、スポーツ協会へと変更してまいりました。

また、国においても、令和６年度に国民体育大会から国民スポーツ大会に名称変更され、全国の自治体においても、町民・市民総合体育大会から町民・市民スポーツ大会へと名称変更する動きが見込まれております。

熊取町町民総合体育大会につきましては、昭和４８年から開催してまいりましたが、このような社会状況の変化や、幅広い年代の町民の皆様が参加しやすい機運を醸成することを目的に、熊取町町民スポーツ大会という名称に変更するものでございます。

なお、運営主体であります熊取町スポーツ協会におかれましても、熊取町スポーツ協会理事会において同意を得ております。

以上で、議案第１１号「熊取町町民総合体育大会の名称変更について」の説明を終わります。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。いかがですか。よろしいですか。

それでは、議案第１１号「熊取町町民総合体育大会の名称変更について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第１１号「熊取町町民総合体育大会の名称変更について」承認とします。

以上で本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

ないようですので、審議を終了します。

（その他報告事項）

吉田教育長

続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

それでは、順次、事務局から報告をお願いいたします。

市野瀬参事。

市野瀬参事

『後援名義使用願の承認について（令和８年度第２回保護者のための特別支援教育講演会）P. １４より説明』

吉田教育長

清原課長。

清原課長

『後援名義使用願の承認について（関西学院グリークラブ合唱コンサート）P. 8より説明』

『後援名義使用願の承認について（親睦ソフトバレーボール大会）P. 8より説明』

吉田教育長

続いて、南参事。

南参事

『小・中学校行事予定P. 15より説明』

吉田教育長

はい、ありがとうございます。

清原課長。

清原課長

『生涯学習推進課事業予定P. 9～P. 10より説明』

吉田教育長

義本参事。

義本参事

『生涯学習推進課事業予定（文化振興担当）P. 9～P. 10より説明』

吉田教育長

原田図書館長。

原田図書館長

『図書館事業予定P. 11より説明』

吉田教育長

清原課長。

清原課長

『中央小学校校庭開放についてP. 18～P. 19より説明』

吉田教育長

報告は以上でしょうか。

ほかに何か報告事項等ございませんか。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、令和8年7月教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後5時20分